

8 東彼杵町条例第 2 0 号

東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例

東彼杵町印鑑条例（昭和４８年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（印鑑登録原票） 第６条 （略） ２ 前項の第１号から第７号までに掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって<u>調整するものとする</u>。 （印鑑の登録拒否） 第７条 （略） ２ 町長は、前項第１号及び第２号にかかわらず、外国人住民（法第３０条の４５に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民<u>（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）が</u>住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 （印鑑登録証明の申請） 第１５条 （略） ２ 前項の申請は、印鑑登録証明交付申請書に登録証を添えてしなければならない。ただし、登録者が自ら申請した場合であって、町長が第４条第２項第１号の書類の提示を求めて、当該申請をした者が登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したとき、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に	（印鑑登録原票） 第６条 （略） ２ 前項の第１号から第７号までに掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって<u>調整することができる</u>。 （印鑑の登録拒否） 第７条 （略） ２ 町長は、前項第１号及び第２号にかかわらず、外国人住民（法第３０条の４５に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民_____が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 （印鑑登録証明の申請） 第１５条 （略） ２ 前項の申請は、印鑑登録証明交付申請書に登録証を添えてしなければならない。ただし、登録者が自ら申請した場合であって、町長が第４条第２項第１号の書類の提示を求めて、当該申請をした者が登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したとき、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に

規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２に規定する特定在留カード及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２に規定する特定特別永住者証明書（以下この条において「個人番号カード等」という。）の交付を受けた印鑑登録者が自ら個人番号カード等を添えて当該申請を行う場合であって、当該個人番号カード等に係る暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２条第５項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。次項について同じ。）の確認を受けた場合は印鑑登録証の添付を省略することができる。

- ３ 前項の規定にかかわらず、個人番号カード等の交付を受けた印鑑登録者は、自ら個人番号カード等又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第３５条の２第７項の規定により同条第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下「移動端末設備」という。）を利用し、多機能端末（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。）に当該個人番号カード等又は移動端末設備に係る暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

規定する個人番号カード_____

_____（以下この条において「個人番号カード」という。）の交付を受けた印鑑登録者が自ら個人番号カードを添えて当該申請を行う場合であって、当該個人番号カードに係る暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２条第５項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。次項について同じ。）の確認を受けた場合は印鑑登録証の添付を省略することができる。

- ３ 前項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者は、自ら個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第３５条の２第７項の規定により同条第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下「移動端末設備」という。）を利用し、多機能端末（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。）に当該個人番号カード又は移動端末設備に係る暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。